

京都市告示第451号

介護保険法第75条第2項、第82条第2項、第115条の5第2項及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法第115条の5第2項の規定により、次のとおり廃止の届出がありました。

平成28年12月14日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名称及び 介護保険事業所番号	事業所所在地	廃止 年月日
株式会社光輝	訪問看護，居宅 介護支援，介護 予防訪問看護	訪問看護ステーション光輝，居宅介護支援事業所光輝 [2660690203]	京都市左京区岩倉長谷 町1257番地の2	平成28年 11月30日
株式会社 RookieBabies	訪問介護，介護 予防訪問介護	さくら・介護ステーション長生堂 [2670600846]	京都市左京区一乗寺東 閉川原町25番地 ウ イングハウス103号室	平成28年 11月30日

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)